

労働問題総合対策セミナー

本年6月29日に成立した「働き方改革関連法」では、罰則付き時間外労働の上限規制を含む、労働時間に関する労働基準法等の改正がなされ、平成31年4月1日以降に順次施行されます。この関連法は“戦後最大の大波”ともいえるもので、その対応には早めの経営判断と抜本的対策の構築が必要となります。

労働時間の問題は、法令遵守、トラブルの防止とともに、企業の業績にも直結する経営上の重要事項であり、改正法の施行を間近に控え、労働関係の各専門家より最終的な対応への留意点、企業発展に結び付く有効策を伺います。

挨拶 名古屋北労働基準監督署長 三好了氏

特別講演 「働き方改革関連法が企業に与える影響について」

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏



パネルディスカッション「働き方改革の実現に向けて」

時間外労働罰則付き上限規制

現在は基準である時間外労働の上限を法律として定め、特別条項による場合でも上限を年720時間、月100時間未満(休日労働を含む)、2~6カ月の平均を80時間(同)とする。建設業・自動車運転業務・医師も法施行5年後に適用。

有給休暇の取得義務化

有給休暇が10日以上ある労働者に、年5日の取得を義務化

中小企業割増賃金率引上猶予廃止

時間外労働が月60時間を超えた場合の割増賃金率50%以上の中小企業への猶予措置を廃止

労働時間状況把握義務化

労働者の健康確保措置の実効性確保のため、労働時間状況を省令で定める方法で把握することを義務化

時間外労働罰則付き上限規制、年次有給休暇取得義務化など

宮澤俊夫氏

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士
愛知労働局労災法務専門員
元名古屋法務局訟務部付検事

【働き方改革関連法対応への所感】

「働き方改革関連法」により労働時間法制が改正され、長時間労働の是正がこれまで以上に企業に求められるようになりました。36協定のより厳密な運用、年次有給休暇の付与義務等、企業の今後の対応策をお話します。



河村亜実氏

河村つぐみ社会保険労務士事務所 所長
社会保険労務士

【働き方改革関連法対応への所感】

働き方改革は、どの内容をとってもすぐに解決出来るものではなく、社内全体への理解、就業規則の整備等法律が施行するまでにたくさんの準備が必要となります。しっかりと計画を立てて進めていきましょう。



若原宏之氏

ブラザー工業株式会社
常務執行役員

【働き方改革関連法対応への所感】

長時間労働からの解放による従業員の健康増進、ワーク・ライフ・バランスの浸透による多様な人材の活用や優秀な人材の確保、業務の生産性向上など、様々な目的で、働き方改革に取り組んでいます。

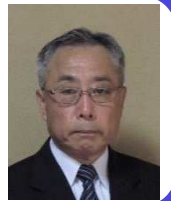


織田和成

名古屋西労働基準協会
専務理事

【働き方改革関連法対応への所感】

労働基準法は昭和62年に週40時間労働制に向け改正があり、平成13年に現在の状態となりました。その間、意見が出ながらまとまらなかった残業の上限規制が成立した意味は大きく、自社における労働時間の定義を改めて確認する必要があります。



パネルディスカッション コーディネーター

一般社団法人 名北労働基準協会
専務理事・事務局長 特定社会保険労務士

市之瀬 高司



閉会挨拶

一般社団法人名古屋南労働基準協会
専務理事

伊藤 正章



日時 平成31年1月25日(金)
午後1時30分 ~ 午後5時

会場 愛知県産業労働センター (ウイंकあいち)
5階「小ホール」 名古屋市中村区名駅4-4-38

主催：一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名古屋南労働基準協会 名古屋東労働基準協会 名古屋西労働基準協会
後援：豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 各労働基準協会

会費

| 会員事業場 | 一般事業場 |
|--------|--------|
| 5,140円 | 7,200円 |

※会費には資料代、消費税を含みます。
 ※定員150名になり次第締め切ります。

参加申込

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、会費を1月15日(火)までに各協会の銀行口座(名古屋市外の労働基準協会からお申し込みの場合は名北労働基準協会)にお振込みください。受講票を、名北労働基準協会より1月21日(月)までにお送りします。

会場略図



(J) 地下鉄 名鉄 近鉄名古屋駅より
 ◎JR名古屋駅桜通口から
 ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
 ◎ユニモール地下街5番出口 徒歩2分

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 | 振込先 |
|----------------------|---|-------------------|-------------------|--|
| 一般社団法人 名北労働基準協会 | 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1 | (052) 961-1666 | (052) 962-1670 | 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 NO. 2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 労務管理教育会計 |
| 名古屋東労働基準協会 | 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階 | (052) 882-3909 | (052) 883-3586 | 三菱UFJ銀行 堀田支店 普通預金 NO. 0656029 名古屋東労働基準協会 |
| 一般社団法人 名古屋南労働基準協会 | 〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2 | (052) 651-9246 | (052) 651-1411 | 三菱UFJ銀行 名古屋港支店 普通預金 NO. 0530993 一般社団法人 名古屋南労働基準協会 |
| 名古屋西労働基準協会 | 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階 | (052) 581-8086 | (052) 581-8089 | 三菱UFJ銀行 柳橋支店 普通預金 NO. 0345841 名古屋西労働基準協会 |
| 豊橋労働基準協会 | 〒440-0874 豊橋市東松山町14 | (0532) 54-2131 | (0532) 54-2130 | ※名古屋市の外の労働基準協会からの申し込みの場合は、一般社団法人名北労働基準協会にお振込みください。 |
| 岡崎労働基準協会 | 〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8 | (0564) 52-3692 | (0564) 54-0739 | |
| 一宮労働基準協会 | 〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階 | (0586) 48-5495 | (0586) 48-5496 | |
| 一般社団法人 半田労働基準協会 | 〒475-0902 半田市官路町151-32 | (0569) 21-4440 | (0569) 21-4441 | |
| 一般社団法人 刈谷労働基準協会 | 〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷5階 | (0566) 21-6337 | (0566) 21-6366 | |
| 豊田労働基準協会 | 〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階 | (0565) 28-9411 | (0565) 24-3922 | 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 NO. 2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 労務管理教育会計 |
| 瀬戸労働基準協会 | 〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内 | (0561) 82-2575 | (0561) 59-3575 | |
| 津島労働基準協会 | 〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内 | (0567) 26-4603 | (0567) 28-7390 | |
| 江南労働基準協会 | 〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1 | (0587) 55-2341 | (0587) 55-6125 | |
| 西尾労働基準協会 | 〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D | (0563) 56-0244 | (0563) 56-0244 | |

会員番号①

労働問題総合対策セミナー 申込書

平成31年1月25日(金) 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 5階「小ホール」

| | | | |
|--------|-------|-----------------|-----------|
| 事業場 | 名称 | | |
| | 所在地 | 〒 | |
| | 電話番号 | Tel () - | Fax () - |
| 受講者 | 受講番号② | 氏名 | 所属部署・役職 |
| | | フリガナ | |
| 会費支払時期 | 月 日 | 銀行振込 | 受講票送付先 |
| | | 受講者・担当者(部署職名) 様 | |

①会員番号…(一社)名北労働基準協会会員事業場のみ

②受講番号…ご記入は不要です。 ③その他…この受講申込書でご提供いただいた個人情報、今回お申し込みいただいたセミナーの受講者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。